

四日市市固定資産評価審査委員会所管に係る四日市市情報公開条例施行規程及び四日市市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

四日市市固定資産評価審査委員会

委員長 横山 慶志

四日市市固定資産評価審査委員会規程第1号

四日市市固定資産評価審査委員会所管に係る四日市市情報公開条例施行規程及び四日市市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程
四日市市固定資産評価審査委員会所管に係る四日市市情報公開条例施行規程及び四日市市個人情報保護条例施行規程（平成13年四日市市固定資産評価審査委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>○四日市市固定資産評価審査委員会所管に係る四日市市情報公開条例施行規程及び<u>四日市市個人情報の保護に関する法律施行規程</u></p> <p>第2条 四日市市固定資産評価審査委員会の所管に係る<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の施行については、<u>四日市市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年四日市市条例第33号）</u>に定めるもののほか、<u>四日市市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年四日市市規則第38号）</u>の例による。</p>	<p>○四日市市固定資産評価審査委員会所管に係る四日市市情報公開条例施行規程及び<u>四日市市個人情報保護条例施行規程</u></p> <p>第2条 四日市市固定資産評価審査委員会の所管に係る<u>四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市規則第25号）</u>の施行については、<u>四日市市個人情報保護条例施行規則（平成12年四日市市規則第7号）</u>の例による。</p>

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。